

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	開発許可の変更許可	
根拠法令・条項	都市計画法 第35条の2	
所 管 課	建築都市局開発調整部 宅地安全課	
審 査 基 準	許可を受けた開発行為について、以下の事項を変更しようとする場合には変更許可が必要となります。（ただし、都市計画法施行規則第28条の4に定められている軽微な変更については、変更許可の必要はありません。） ・開発区域の位置、区域、規模 ・開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途 ・開発行為に関する設計 ・工事施行者 ・自己用、非自己用、居住用、業務用の別 ・資金計画	
標準処理期間	標準処理期間	21日
	標準処理期間を設定できない理由	